

## 出席停止の取り扱いについて

生徒が下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止になります。医療機関で診断を受けた場合等は速やかに学校までお知らせください。

登校を再開する場合は「インフルエンザ経過報告書」、「新型コロナウイルス感染症経過報告書」、「登校許可証明書（インフルエンザ・新型コロナウイルス以外）」のいずれかを印刷してご利用ください。なお、「登校許可証明書（インフルエンザ・新型コロナウイルス以外）」は医療機関で記入していただくようお願いいたします。

※ 医療機関発行の登校許可証明書でも可。インフルエンザ及び新型コロナウイルスに限り医療機関による記入は不要)

### 【 学校において予防すべき感染症 】

	感染症名		出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ (H5N1)		治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	全ての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	医師が感染のおそれがないと認めるまで	

※第 3 種の「その他の感染症」とは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第 3 種の感染症として緊急的に措置をとることができるものであり、特定の疾患を定めてあるものではない。